

那覇市若者 UIJ ターン促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 2 月 3 日
企画財務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若年層の市内定住並びに市内法人の人材確保を促進することを目的として、市内に住所を有し、市内法人で雇用されている者が負担する奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内において那覇市若者 UIJ ターン促進奨学金返還支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、その交付に関して、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年 6 月 1 日規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校高等部をいう。
- (2) 奨学金 第 3 条に規定する対象者が学資に充てることを目的とし、本人の名義で借受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第 14 条第 1 項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金
 - イ 公益財団法人那覇市育英会の貸与型奨学金
 - ウ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の貸与型奨学金
 - エ 地方公共団体(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 3 に規定する地方公共団体をいう。)が貸与する奨学金
 - オ 生活福祉資金貸付制度(教育支援費)
 - カ その他市長が認める奨学金
- (3) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、市内法人で正社員として取り扱われていること。
- (4) 法人 次に掲げるいずれかの団体
 - ア 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項に規定する会社
 - イ 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 6 号及び同法別表第 2 に規定する公益法人等
 - ウ 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 7 号及び同法別表第 3 に規定する協同組合等
 - エ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に規定する特定非営利活動法人
 - オ その他市長が認める団体
- (5) 市内法人 那覇市内に本店等主たる事務所又は事業所を有する法人のうち、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 沖縄県が実施している奨学金返還支援事業の適用を受けていないこと。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に定める事業を営むものではないこと。
 - ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する団体)又は暴力団と関係す

るものでないこと。

- (6) 公務員 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条に規定する地方公務員。
- (7) 住民登録 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、住民基本台帳に記録されていることをいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、交付申請日時点で現に本市に住民登録されており、市内法人に正規雇用(公務員を除く。)されている従業員であるもの、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年度以降に県外の大学等を卒業し、かつ、当該大学等に在学中または在学前に奨学金の貸与を受けて、奨学金の返還をしていること。
- (2) 次のいずれかに該当し、前号の県外の大学等卒業の翌年度末までに本市に住民登録され、交付申請日まで継続して住民登録があり、現に居住している者。
 - ア 本市に住民登録する以前に、県外に住民登録されており、居住していた者。
 - イ 県外の自治体に住民登録することなく進学等により県外に居住した後に、現在の生活基盤が本市にある者。ただし、県外に進学等により居住していたことが確認できない者を除く。
- (3) 県外の大学等の卒業年度の翌年度末までに市内法人に正規雇用され、交付申請日まで継続して就業しているもの。なお、年度途中に市内法人を退職した場合でも、当該年度中に他の市内法人に正規雇用された場合は、継続しているものとして取り扱うこととする。
- (4) 交付申請日の属する年度の年度末において、30 歳未満であること。
- (5) 卒業年度の 3 年後の年度まで補助金の初回交付申請を行うことができる。ただし、奨学金の返還を猶予されて、奨学金の返還が発生しなかった年度については、その限りではない。
- (6) 初回交付申請日から起算し、5 年以上市内に居住する意思があること。
- (7) 本市の市税に滞納がないこと。
- (8) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していないこと。
- (9) 那覇市若者 UIJ ターン促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書」という。)において、交付申請に係る誓約ができること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、交付申請日の属する年度の前年度に返還した奨学金及びその利子(以下「返還奨学金」という。)とする。

(補助金の額)

第 5 条 市長は、予算の範囲内において、返還奨学金に 2 分の 1 を乗じた額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を補助金として交付する。

- 2 補助金の上限は、年度あたり 10 万円とする。
- 3 前項の補助金の各年度の累計額の上限は、1 人当たり 30 万円とする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度 1 年間とする。ただし、

本市に住民登録している期間に限る。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、マイナンバーカードその他の顔写真付き本人確認書類の写し
- (2) 燐学金貸与機関発行の奨学生返還額証明書(補助対象期間中の返還額が分かるもの)
- (3) 奨学生返還開始日を証明する書類(貸与機関発行)
- (4) 大学等の卒業を証明する書類
- (5) 市内法人が発行する勤務証明書
- (6) 雇用保険被保険者証または雇用保険資格確認通知書の写し
- (7) 住民票の写し(市の調査について同意があれば不要)
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類(那覇市で課税されている者は、市の調査について同意があれば不要)
- (9) 振込先口座の情報を確認できる書類(交付申請者の本人名義口座に限る)
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号、第4号及び第9号に掲げる書類は、2回目以降の交付申請において省略することができる。

3 前項に規定する申請書類は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、当該年度の予算の範囲内において、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、那覇市若者UIJターン促進奨学生返還支援事業補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定をしたときは、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第3条から第6条に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第12条 市長は、交付申請者及び交付決定者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、又は調査することができる。

(様式)

第13条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が別に定める。

文書の名称	関係規定
那覇市若者 UIJ ターン促進奨学金返還支援事業 補助金交付申請書兼請求書	第7条第1項
勤務証明書	第7条第1項
那覇市若者 UIJ ターン促進奨学金返還支援事業 補助金交付決定通知書	第8条

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準備行為)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。